

議第185号

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）を次のように行う。

令和6年11月27日提出

京都市長 松 井 孝 治

相手方	
事件の種類	保護費相当額の金員の支払の請求
事件の内容	<p>相手方は、生活保護法による保護を受けていた者であったが、平成22年4月に世帯員が交通事故の損害賠償金を受領したことにより、相手方に既に支給した保護費に過払いが生じていたことから、本市は、相手方に対し、当該保護費相当額の金員の支払を請求したが、その一部しか支払われなかった。また、平成22年6月から平成24年3月までの間、世帯員が収入を得ていたにもかかわらず、これを一部しか申告せず、不実の申請その他不正な手段により保護費を受給していたことから、本市は、相手方に対し、当該保護費相当額の金員の支払を請求したが、その一部しか支払われなかった。さらに、平成26年4月に相手方の就労収入増加による生活状況の経過観察のため保護を停止したが、既に支給した保護費に過払いが生じていたことから、本市は、相手方に対し、当該保護費相当額の金員の支払を請求したが、支払われなかった。</p> <p>そこで、本市は、向日町簡易裁判所の裁判所書記官に対し、相手方に各保護費相当額から既に支払われた金額等を差し引いた額の合計額（686,401円）の金員及び支払督促の経費の支払を命じる旨の支払督促を申し立て、当該裁判所書記官は、相手方に対し支払督促を發したが、相手方がこれに対し適法な督促異議の申立てをしたため、民事訴訟法の規定により訴訟に移行した。</p>

このため、この訴訟を継続し、又は裁判上の和解を行おうとするものである。

なお、裁判上の和解は、相手方が本市の請求額の全額の支払を約束する場合に、支払方法について譲歩するものに行うこととする。

提案理由

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）を行う必要があるので提案する。